## 公開質問状 送付の件

株式会社クリスチャントゥデイ 代表取締役 矢田喬大 殿 〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-13-6 ミツボシ第 3 ビル 4 階

> カトリック中央協議会 〒135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10 日本基督教団 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-31

貴社はクリスチャン新聞顧問の根田祥一氏に対して、名誉毀損による損害賠償を求める訴訟を提起し、東京地方裁判所は 2024 年 4 月 22 日に一審判決を、東京高等裁判所は同 11 月 13 日に二審判決を言い渡しました。両判決において、

「キリスト教メディア」を標榜する貴社に関して見過ごしにできない事実が認 定されました。

貴社が主張するような「キリスト教メディア」であるならば、それら事実認定において明らかとなった事柄について、貴社は説明責任を負っています。よって、この訴訟により明らかにされた、以下 1 から 7 の事実について、貴社の見解を求めます。

2025年1月8日(水)までに文書で回答ください。なお、期限までに回答がない場合は、その旨を含めて公開します。

## 【回答返送先】

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-31 日本基督教団 **幹事 大三島義孝** (FAX **03-3207-3918**)

\*期限までにFAXで回答する場合は、別途郵送ください。

## 公開質問状

1 貴社はこれまで、ダビデ張こと張在亨牧師との関係を否定する言動を繰り返してきました。高裁判決が認定した、張牧師及びその組織との関係についての次の事実について説明してください。

〈原告設立時の代表取締役であった高柳泉は、米国滞在中に、張牧師が学生らと聖書研究等を目的として設立した組織「アポストロス・キャンパス・ミニストリー」(ACM)に加わり、本邦に帰国した後は、東京都内に拠点を置く「東京ソフィア教会」において、伝道師として活動していた。東京ソフィア教会は、張牧師の活動を起源とする宗教組織「日本キリスト教長老教会」の下部組織であり、平成17年頃まで存続した。東京ソフィア教会の礼拝では、張牧師が、説教や按手(信奉者を牧師に任命する儀式)をしたことがあり、高柳のほか、原告が設立された当時の従業員には、東京ソフィア教会で張牧師の按手を受けた者がいた。〉(高裁判決6頁:地裁判決7頁を引用し一部加筆)

2 貴社はこれまで、東京ソフィア教会等において異端的な教義が教え込まれたことはないと主張してきました。高裁判決が、張牧師が再臨のキリストであると示唆されたとする証人らの供述は信用できるとして認定した、次の事実について説明してください。〈B(注:証人、元CT記者)は、平成14年9月頃、北村と共に、同教会の宣教師から聖書講義を受けたところ、その講義においては、清められた者、従順な者が共同体(第3のイスラエル、新しいイスラエル)を作り、キリストの体となること、その共同体の完成はキリストの再臨であることが説かれ、その共同体の創始者がダビデ牧師と呼ばれていた張牧師であることが暗に示唆されていた。なお、北村は、上記の聖書講義等に関して、2002年9月付けノート及び2004年8月付けノートを作成していた。これらのノートには、「イスラエルの国=神の国」「新しいキリストの再臨」「神の国の再興」「新しいイスラエル」「第3のイスラエル」などの記載のほか、張牧師の誕生日に言及する部分がある。〉

〈他方、A(注:証人、元 CT 記者)は、平成 15 年頃、張牧師の関連組織である大阪府所在の教会を訪ね、伝道師等から、張牧師が再臨のキリストであることを示唆する講義を受けた。(略)上記で認定したノートの記載からうかがわれるとおり、東京ソフィア教会等の宣教師等は、正統派のキリスト教の教義から外れる内容を講義し、張牧師に関する言及もあったことを勘案すると、平成 14 年頃から平成 15 年頃にかけて、東京ソフィア教会等において宣教師等から講義を聞いた証人 B や証人 A が、張牧師が再臨のキリストであることが示唆されたとする供述は、信用できるというべきである。〉(高裁判決  $6\sim8$  頁)

- 3 地裁判決は〈原告の構成員は、その活動の便宜のため、峯野牧師に対し、張牧師が「再臨のキリスト」であるとの信仰を秘し、淀橋教会又はその所属団体の宗教上の理念に従順である態度を示して、峯野牧師にその旨信じさせていたということができ〉ると認定しました(地裁判決 26 頁)。それに対して高裁判決は、2 人の証人が証言した事実の時期と、当該ブログ記事が記述した事実の時期が異なることから、後者の時期において〈張牧師の信奉者が淀橋教会に計画的に送り込まれていたことを認めるに足る的確な証拠はない〉として退けました。しかし高裁判決においても、次の事実認定は維持されていることについて説明してください。
  - (①平成 14 年頃から平成 15 年頃にかけて、東京ソフィア教会等の宣教師等の中には、 Bや A など、のちに控訴人の活動に従事することになる者に対し、張牧師が再臨の キリストであると示唆する講義を行う者がいたこと、②B 及び A は、平成 16 年な いし平成 17 年頃に東京ソフィア教会に通いつつ、異端信仰であることを疑われな いように、淀橋教会の礼拝に通っていたこと、東京ソフィア教会の伝道師等であり、 控訴人の代表者であった高柳は、控訴人の設立後、淀橋教会に通ったことがあるこ と、控訴人の現在の代表者である矢田は、かつて東京ソフィア教会に属していたが、 平成 17 年から淀橋教会に転籍し、同教会に通うようになったことが認められる。〉 (高裁判決 20~21 頁)
- 4 上記3の高裁判決において〈控訴人の現在の代表者である矢田は、かつて東京ソフィア教会に属していたが、平成17年から淀橋教会に転籍し、同教会に通うようになったことが認められる〉と認定されていますが、次の質問にお答えください。
- ① 矢田氏は、現在まで淀橋教会の会員でありつつ、東京あいのひかり教会または東京 ソフィア長老教会など日本オリベット・アッセンブリー教団関係の集会等の活動に も参加していますか?
- ② そうであれば、矢田氏は日本オリベット・アッセンブリー教団の信仰を今も堅持していると考えてよいですか?
- 5 貴社はこの訴訟において、従業員を無償で労働させたことはないと主張しました。 高裁判決が、CT を含む関連組織は「使役」の名目の下に労働の対価を正当に支払わな かったなどと認定した、次の事実について説明してください。

〈控訴人が設立された平成 15 年から平成 19 年頃までの間、当時学生であった者を含む張牧師の信奉者が、宣教師らの要請に応じて「使役」の名目の下に控訴人を含む関連組織の活動に無償で従事し、活動の維持のため、寄付や借財を求められることがあり、控訴人を含む関連組織は、その資金調達を信奉者の寄付や借財に頼り、その事業活動に対して労働の対価を正当に支払わなかったものと認められる。そうすると、上記期間における控訴人を含む張牧師の「共同体」について、「法的なことはどうでもよい」とする点、「困れば借金をすればよい」との感覚であったとする点は、いずれも、その重要な部分において真実に合致するものというべきである。〉(高裁判決 18 頁)

- 6 貴社はこの訴訟において、上記5のような状況は事業が軌道に乗る前の設立当初の 時期における事象であった旨を述べました。では、本邦キリスト教メディア随一とうた う月間ページビュー数にまで発展した現在、従業員に正当な労働の対価を支払っている ことを、公租公課等の証拠をもって証明してください。
- 7 貴社は、韓国人宣教師の不正入国に便宜を図ったとの「ダビデ牧師と共同体を考える会」ブログの証言について、この訴訟において、「出入国管理法上、韓国人が会合を目的として入国する場合に控訴人が『嘘の保証書』を作る必要はなく、また、控訴人には国内外を含め支店や支社は存在しない」と主張しました。しかし高裁判決は、「原告は、平成19年6月、張牧師の宣教活動を行う宣教師に対し、開催場所を偽った会議の開催等を示す文書を交付し、本邦への入国及びその宣教活動の便宜を図った」事実を認定しました。このような出入国管理法に抵触する「キリスト教メディア」にあるまじき行為について、貴社の見解を求めます。

〈本件確認書上、「福岡支局」の連絡先が高柳とされていることをも勘案すると、平成19年6月当時、控訴人には福岡において事務所としての機能を有する場所はなく、「教会を即席のクリスチャントゥデイ支局に仕立て」たことが認められる。そして、本件確認書が会合の開催場所に関する偽りを記載するものである以上、仮にリ・ジョンの入国が宣教活動を目的とするものでなかったとしても、出入国管理上、問題視され得るものといえる。〉(高裁判決12頁)

以上